

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び

当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 S p e e e

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://speee.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2018年3月27日
新株予約権の数		6,300個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 315,000株 (新株予約権1個につき50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり4,200円 (1株当たり84円)
権利行使期間		2018年3月30日から 2028年3月29日まで
行使の条件		(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,125個 目的となる株式数 56,250株 保有者数 2名

(注)1 新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、2,250個であります。

(注)2 行使の条件

- (1) 新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、従業員及び当社等と継続的な契約関係にある顧問・業務委託先であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (2) 新株予約権の相続人による行使を行うことはできない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2018年3月27日
新株予約権の数		6,300個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 315,000株 (新株予約権1個につき50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり4,200円 (1株当たり84円)
権利行使期間		2018年3月30日から 2028年3月29日まで
行使の条件		(注)2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,003個 目的となる株式数 100,150株 保有者数 84名

(注)1 新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社使用人等に対する付与数は、3,734個であります。

(注)2 行使の条件

- (1) 新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、従業員及び当社等と継続的な契約関係にある顧問・業務委託先であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (2) 新株予約権の相続人による行使を行うことはできない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した割当契約に定めるところによる。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、当社グループ共通の行動指針である「Speee Culture」の中で、法令及びモラルの遵守を謳っており、法令、定款、社内規程等の遵守のみならず、社会規範に沿った責任ある行動をとることを含めて、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスの周知徹底及び啓蒙等を行い、コンプライアンス体制の維持及び向上を図ります。
- b. 当社では、「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反等の行為についての内部通報制度を設け、法令違反等の行為を未然に防止又は早期発見できる体制を構築するとともに、役職員の法令違反等の行為については、コンプライアンス委員会を設置し適時適切な対応を行い、必要がある場合は弁護士等外部専門家と協力しながら、処分等が適正に行われるよう適切な処置を講じます。
- c. 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施します。内部監査室はその結果を、代表取締役及び監査役に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報は、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、法令及び「文書管理規程」に従い、適切に文書又は電磁的記録により保存・管理します。
- b. 前記の情報は、取締役及び監査役が必要に応じていつでも閲覧できる状態を維持するものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社グループ共通の行動指針である「Speee Culture」の中で謳っている、迅速なリスク対応の実践を通じて、発生するリスクへ

の迅速かつ適切な対応に努めるとともに、「リスク管理規程」に基づき、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理本部を責任部署とした上で、当社グループ全体における様々なリスクの把握及び評価を行い、諸リスクの管理を図ります。

- b. 内部監査においては、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を代表取締役及び監査役に報告します。また、代表取締役は必要に応じてリスクに関する諮問機関としてリスク管理委員会を開催し、各部門のリスクに対して必要な支援、助言を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、当社グループ全体における年度予算及び中期計画を策定し、計画達成に向けて実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定め、効率的に経営資源の配分を行います。毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて適宜開催し、予実分析を行うことで計画の進捗状況を見極め、随時適切な対応を行うことで、業務の効率性を確保します。
- b. 各取締役の業務執行に関して適切な管掌部門を設定し、「職務権限規程」に基づき効率的な意思決定を図ります。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に取り締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。
- b. 当社は、子会社から定期的に事業の状況に関する報告を受け、適正且つ組織的・効率的な業務執行が行われるよう、助言及び指導を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について当社の承認事項とする他、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行います。
- c. 当社グループ間の取引においては、取引の実施及び取引条件の決定等に関して、取引の独立性、客観性及び合理性を確保するように留意します。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査業務について、監査役が補助すべき使用人を置く必要があると判断した場合、監査役は、補助使用人を指定できるものとします。

⑦ **上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

上記⑥で定める補助使用人については、監査役の指揮命令下で業務を行い、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等について予め監査役の意見を聴取し、これを最大限尊重します。また、補助使用人が監査業務に関し監査役から指示を受けたときは、その指示を受けた職務を行うことができるよう、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保します。

⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項**

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議での決定事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとします。
- b. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、次に定める事項を監査役に報告します。
 - ・業務の執行状況
 - ・経営状況のうち重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・法令・定款違反に関する事項
 - ・その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項
- c. 当社及び子会社では、前号に該当する事象を発見した場合には、コンプライアンス規程に基づき内部通報を行うことができる体制を整備しております。

⑨ **上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社は、上記⑧の定めに基づき監査役に報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、人事上その他一切において不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑩ **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求にかかわる費用が職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑪ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- a. 監査役は、取締役会に出席するほか、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見及び情報の交換等を行います。
- b. 監査役は、内部監査室長と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できるものとします。

⑫ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

⑬ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

- a. 当社は、反社会的勢力対応規程において、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たない」ことを基本方針として掲げております。そして、この方針を実現するため、反社会的勢力排除に関するマニュアルを定め、反社会的勢力に対処するにあたり次の6項目を原則としております。
 - ・取引を含めた一切の関係を遮断すること
 - ・組織として対応すること
 - ・社員並びに当社関係者の安全を第一として対処すること
 - ・外部の専門機関との連携を図ること

- ・裏取引や資金の提供につながる便宜供与や寄付等は一切行わないこと
 - ・有事においては民事とともに刑事告発をも含む法的対応を行うこと
- b. 暴力団追放センターに加盟し、また必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化します。
 - c. 全国で施行されている暴力団排除条例及び反社会的勢力排除に関するマニュアルに基づき、事業に関わる契約を締結する際には、インターネットその他の手段を通じて取引先が反社会的勢力ではないことの確認に努めております。
 - d. 契約を締結する際には暴力団排除条例に則り、反社会的勢力又はそれらに関わりのある者でないことを約し、相手方がこれに違反した場合には、金銭の負担なく一方的に契約を解除できる旨と共に損害賠償請求ができる旨を契約書面にて約すことを義務付けております。
 - e. 役員又は従業員の雇用にあたり、入社時に被採用者自らが反社会的勢力等でないことを宣誓させております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を15回開催しており、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視を行いました。

② リスク管理及びコンプライアンス体制について

リスク管理について、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図り、代表取締役及び各管掌取締役並びに執行役員、各部署部長が日常業務を通じて、潜在的なリスクに対して注意を払い、リスクの早期発見と、顕在化しているリスクについてはその影響を分析し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

コンプライアンス体制について、「コンプライアンス規程」を定め、同規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に代表取締

役のもと、取締役並びに常勤監査役及び執行役員と各部部長で法令遵守について都度確認、啓蒙し、各部部長がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。また内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を外部の法律事務所、常勤監査役及び法務労務部に設置し、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

③ 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議など重要な会議に出席するだけでなく、当社グループの取締役と面談を実施し、リスクマネジメント、コンプライアンス全般に関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施致しました。また、代表取締役との定期ミーティングを4回実施し経営の適法性、適正性、課題等の把握に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,363,957	1,353,967	1,272,430	－	3,990,354
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7,615	7,615			15,230
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			835,556		835,556
自 己 株 式 の 取 得				△192	△192
連結除外に伴う 利益剰余金増加高			5,907		5,907
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					－
当 期 変 動 額 合 計	7,615	7,615	841,463	△192	856,501
当 期 末 残 高	1,371,572	1,361,582	2,113,893	△192	4,846,856

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△50	5,907	5,856	1,262	3,997,472
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					15,230
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					835,556
自 己 株 式 の 取 得					△192
連結除外に伴う 利益剰余金増加高					5,907
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	51	△5,907	△5,855	△302	△6,158
当 期 変 動 額 合 計	51	△5,907	△5,855	△302	850,343
当 期 末 残 高	0	－	0	959	4,847,816

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称
株式会社Datachain
株式会社Velocity
株式会社ThinQ Healthcare

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 2社
- ・非連結子会社の名称
時価発行新株予約権信託（信託B）
時価発行新株予約権信託（信託C）
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称
時価発行新株予約権信託（信託B）
時価発行新株予約権信託（信託C）
- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

前連結会計年度に連結の範囲に含めておりましたPT.SPEEE RECRUITMENT NUSANTARAは、重要性が乏しくなったため第1四半期連結会計年度より連結範囲から除外しております。また、全保有株式を、2021年9月30日付で売却しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

主に定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～17年

工具、器具及び備品 4年～15年

b. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

a. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

b. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 連結計算書類に計上した金額

連結会計年度の連結貸借対照表において、無形固定資産148,234千円を計上しております。このうち24,156千円は、不動産DXセグメントのヌリカエ事業に関するものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ヌリカエ事業においては、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候を識別しており、当連結会計年度において減損損失の認識の要否判定を行っております。当該判定において見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、ヌリカエ事業の事業計画を基礎として見積っており、事業計画には売上高の基礎となる有効紹介数及び成約件数の成長率といった仮定を使用しております。当該見積りは、将来の不確実な経済環境の変化によって影響を受ける可能性があり、将来

キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失の認識が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 162,047千円 |
|--------------------|-----------|

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 10,097,500株 |
| (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 630,000株 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用及び調達方針として、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としております。資金運用については、短期的な預金、投資有価証券及び投資事業組合に対する出資等により行うこととしております。資金調達については、銀行等金融機関からの借入を中心に資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。このリスクに対して、当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。投資有価証券については、主に事業上の関連を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金については、全てが1年以内の支払期日であります。

借入金については、運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の借入金に対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰表を作成した上で、日次で入出金の確認を行い、流動性リスクの軽減を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,762,604	4,762,604	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,885,398		
貸倒引当金(※1)	△64,113		
	1,821,285	1,821,285	—
資産計	6,583,889	6,583,889	—
(1) 買掛金	506,060	506,060	—
(2) 未払金	443,349	443,349	—
(3) 長期借入金(※2)	864,265	863,173	△1,091
負債計	1,813,675	1,812,583	△1,091

(※1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	0
投資事業有限責任組合出資	15,723
匿名組合出資	51,956

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 480円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 83円16銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,363,957	1,353,967	1,353,967	1,278,337	1,278,337	-	3,996,261
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	7,615	7,615	7,615				15,230
当 期 純 利 益				834,956	834,956		834,956
自己株式の取得						△192	△192
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)				,			-
当 期 変 動 額 合 計	7,615	7,615	7,615	834,956	834,956	△192	849,995
当 期 末 残 高	1,371,572	1,361,582	1,361,582	2,113,294	2,113,294	△192	4,846,256

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△50	△50	1,262	3,997,472
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				15,230
当 期 純 利 益				834,956
自己株式の取得				△192
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	51	51	△302	△251
当 期 変 動 額 合 計	51	51	△302	849,743
当 期 末 残 高	0	0	959	4,847,216

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
・時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
主に定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～17年
工具、器具及び備品	4年～15年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積もりに関する注記

固定資産減損損失の認識の要否

(1) 計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、無形固定資産148,234千円を計上しております。このうち24,156千円は、不動産DXセグメントのヌリカエ事業に関するものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 162,047千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 338,049千円 |
| ② 長期金銭債権 | 500,000千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高

35,085千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	50	—	50
合計	—	50	—	50

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加50株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 210,632千円

賞与引当金 53,832千円

未払費用 11,681千円

未払事業税 18,818千円

減価償却超過額 33,874千円

一括償却資産 7,483千円

資産除去債務 26,527千円

関係会社株式評価損 142,304千円

その他 11,062千円

繰延税金資産小計 516,218千円

評価性引当額 △367,242千円

繰延税金資産合計 148,976千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用 18,304千円

その他 0千円

繰延税金負債合計 18,305千円

繰延税金資産の純額 130,670千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	㈱Datachain	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	200,000	短期貸付金 (注3)	209,819
				利息の受取	3,001	長期貸付金 (注3)	500,000
				家賃の受取	11,808	その他流動 資 産	1,875
				業務の受託	5,513	—	—
子会社	㈱ThinQ Healthcare	所有 直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	120,000	短期貸付金 (注4)	124,978
				利息の受取	300	その他流動 資 産	1,202
				家賃の受取	7,066		
				業務の受託	5,513	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
3. 短期貸付金及び長期貸付金に対し、560,925千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において138,906千円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。
4. 短期貸付金に対し、62,854千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において62,854千円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	479円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	83円10銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。